

1. 次の文を読んで「中国文學（じゆがく）」（翻訳）。(60分)

国際法と国内法との関係については、とりわけ④障害論において以前から多くの議論が議論されてきたが、「④障害論は、私人の権利義務を規定する國の国内法制や國民生活から主事項をも規定するようになれば、同一の主題に關して④障害と④国内法が同時に作用する某種の異常な競合、地盤をめぐってどちらが優先して適用されるべきか、その法的立場はつづけが重ねられる」といふ。この問題は、「今日は、一元論、二元論等の學説対立の老練を超えて現実の問題となって」きるとの認識が示されている。

二のうちだる認言戦は租税條約の合意についても審議するであろう。すなわち、租税條約は主として国際的二重課税の排除を目的として締約国(実)の課税権の配分について規定するものであるが、同時に国内的には納税者の実体的・手続的権利義務に係る事項を定めるものである。このうち争点は租税特權主義(課税特権を肯定主義)のもとでは本来は複雑事項であるから、租税條約と国内法との適合・抵触の関係が問題になるのである。また、條約と国内法との関係の方、それがどの法の目的・性格、開拓する国(即)の権利義務の種類・性質等の違いによつて、(即)の管轄域ごとに異なると考えられるので、租税條約と国内法との関係を明らかにするためには、条約と国内法との関係に関する一般的な理論をも考慮に入れねばならぬ。兼ねておける特殊性を阐明することは必要に於けるのである。このように作業を終東洋税務と課税に関する法制について述べたのが主たる課題である。

2. 4支。( $\frac{60}{100}$ ↑)

日本文部省112<号>。 (见中文译名,或译者翻訳)

「お母が隠匿者のペース、家庭状況をも書きこむ。それとお母の生涯経験と人生に対する人生観をも9~3等記す。」